



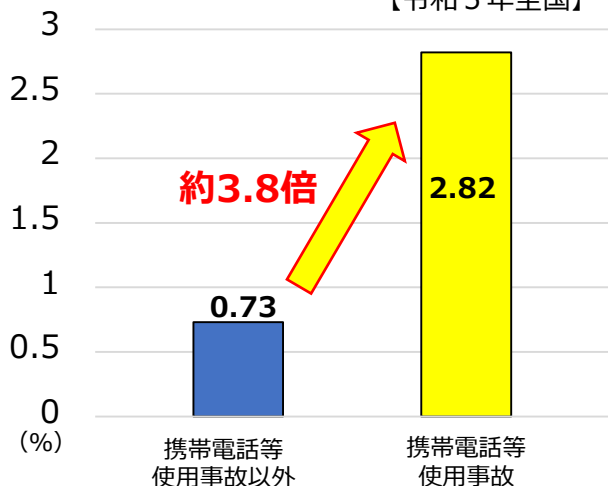
やめよう! 「ながらスマホ」 ～運転中の携帯電話等使用の危険性～



自転車運転中の携帯電話使用等については、令和元年12月の罰則強化などにより、全国的に携帯電話使用等が原因となる交通死亡事故・重傷事故件数は減少していましたが、令和3年以降3年連続で増加し、令和5年は過去10年で最も多くなっています。

運転中の携帯電話等の使用は大変危険!!

携帯電話等使用の有無別死亡事故率の比較
【令和5年全国】



携帯電話等使用の場合、死亡事故率が約4倍高くなっています!

通話や画面に意識が集中することにより、周囲の危険の発見が遅れる

歩行者や他の車に衝突するなどの重大事故につながる

※第一当事者が自動車（乗用車、貨物車、特殊車）の事故に占める死亡事故の割合（死亡事故率）について、携帯電話・スマートフォンの使用が要因となって発生した事故とそれ以外の事故を比較したものです。



極めて危険な行為です!
絶対にやめましょう!

運転中の携帯電話使用等に関する道路交通法の罰則等

携帯電話使用等（保持使用）

携帯電話等を保持して、通話したり画像注視した場合

罰則 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金 大型車:25,000円 普通車:18,000円
二輪車:15,000円 原付車:12,000円
基礎点数 3点

携帯電話使用等（交通の危険）

保持して通話、又は画像注視することによって交通の危険を生じさせた場合

罰則 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金 適用なし（即罰則適用）
基礎点数 6点（即免許停止）

